

船舶検査等に係る手続きの弾力的な運用について

1. 弾力措置の期間及び対象

令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴い、現場の状況を鑑み、令和7年1月3日まで弾力的な措置を講じます。

2. 弾力的な措置の内容

(1) 船舶検査証書等の有効期間の延長

令和6年1月4日から令和7年1月3日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、被災のため受検が困難な場合には最大3ヶ月延長します。

(2) 定期的検査の弾力的な措置

被災のため受検が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現状が良好であることを確認のうえ、実質的に最大6ヶ月延長します。

(3) 船舶国籍証書の検認期日の延長

令和6年1月4日から令和7年1月3日の間に検認期日が到来する船舶国籍証書について、被災のため検認又は検認期日延期の手続きが困難な船舶については、船舶国籍証書の検認期日の変更を行い、最大3ヶ月延長します。

なお、詳細は各地方運輸局等にお問い合わせ下さい。

その他、ご不明点等ございましたら、下記連絡先までご連絡下さい。

海事局検査測度課担当 神田、柳生、飯島（内線 44-123、44-124、44-125） 代表 03-5253-8111 / 直通 03-5253-8639
